

第三條 解雇手當ハ自己ノ都合ニ依ルモ合
社ノ都合ニ依ル場合モ同一ニ支給スルコトハシ
解雇ノ場合ハ更ニ相當ノ解雇手當ヲ支給
スルコト

第四條 公休日附與件在場合日給ヲ支給
スルコト
ハ 慶賀休暇有進作日(九月一日)
口 家族死ノ場合(祖父父母等準上)
ハ 臨終休養ノ場合(職工ニ對シ)

第五條 現在ノ労働者ノ支給ノ方法
ハ 労働者ノ改定日給一日分ヲ支給スル
但シ慶賀早退ニ對スル労働者ハ現在施
行ノ方法ニ依ルコト

第六條 労務外親務ニ對スル支給ノ規定ハ
準々條ニ依リテ適用スルコト(日給率ニ對シ)
第七條 日曜日並ニ公休日、早退ニ對シ早
日曜日並ニ公休日ノ給料ヲ支給スルコト始末
ニ對シ

第八條 労務外親務ノ事項
ハ 労務外親務ノ事項ニ對シ百六拾圓ヲ
第九條 労務外親務ノ事項
ハ 労務外親務ノ事項ニ對シ百六拾圓ヲ

第十條 労務外親務ノ事項
ハ 労務外親務ノ事項ニ對シ百六拾圓ヲ
第十一條 労務外親務ノ事項
ハ 労務外親務ノ事項ニ對シ百六拾圓ヲ

第十二條 労務外親務ノ事項
ハ 労務外親務ノ事項ニ對シ百六拾圓ヲ
第十三條 労務外親務ノ事項
ハ 労務外親務ノ事項ニ對シ百六拾圓ヲ

第十四條 本條ニ對シハ處ニ難シ

第十五條 借習ニ依リ其ノ法を行フナリ
口 労働者ノ場合ニ對シテハ相當ノ先慮ノ上決定
施ス
ハ 本項ニ對シテハ處ニ難シ

第十六條 労働者ノ改定日給ノ件ハ該会社
ニテ労働中ノシテハ進テ決定施ス

第十七條 本件ハ各労働者ノ労働ノ事
ニテ労働中ノシテハ進テ決定施ス

第十八條 本件ハ各労働者ノ労働ノ事
ニテ労働中ノシテハ進テ決定施ス

第十九條 本件ハ各労働者ノ労働ノ事
ニテ労働中ノシテハ進テ決定施ス

第二十條 本件ハ各労働者ノ労働ノ事
ニテ労働中ノシテハ進テ決定施ス

第二十一條 本件ハ各労働者ノ労働ノ事
ニテ労働中ノシテハ進テ決定施ス

第二十二條 本件ハ各労働者ノ労働ノ事
ニテ労働中ノシテハ進テ決定施ス

第二十三條 本件ハ各労働者ノ労働ノ事
ニテ労働中ノシテハ進テ決定施ス